

令和4（2022）年度 内閣官房（こども家庭庁設置法案等準備室）
係長級（一般職相当）選考要領

※ 本公募は、こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の成立が前提となるものです。このため、前提が変わった場合には、応募いただいた方に個別に募集条件の変更を御連絡することになりますので、あらかじめ御了承願います。

1. 職務内容

今般、こども家庭庁設置法案を閣議決定したところであるが、当該法案が成立した場合、内閣官房におけるこども家庭庁の設置準備並びにこども家庭庁設置後のこども家庭庁所管行政に関する政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する業務を担当する、係長相当の職員を公募するもの。

2. 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3. 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（令和4（2022）年4月1日現在で、国家公務員、地方公務員等、政策・施策の企画・立案又は調査・研究に従事した経験が高等学校を卒業した者は12年以上、短期大学又は高等専門学校を卒業した者は10年以上、それ以上の学歴を有する者は7年以上）を有する者。

※ 当該資格を満たしているかを確認するため、最終合格者の

方には勤務証明書等を御提出いただくこととなります。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されません。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

また、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 給与・手当

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されることとなります。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

手当としては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等の適用があります。

5. 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みとなります。

休暇には、年20日の年次休暇（7月1日採用の場合、採用の年は10日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等を利用できます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等を利用できます。

6. 勤務予定地

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング14階

※ 異動等により、実際の勤務地が異なる場合があります。

7. 選考日程（令和4（2022）年度）

受付期間 令和4（2022）年3月16日（水）～4月12日（火）

第一次選考結果通知 令和4（2022）年4月28日（木）

※ エントリーされた方全員に、結果をメールで通知。

第二次選考 令和4（2022）年5月9日（月）～5月20日

（金）で指定する日（日程調整は電子メールにて行う。）

最終選考結果通知 令和4（2022）年5月31日（火）（予定）

※ 社会情勢等により、日程が変更となる可能性があります。

8. 採用予定数

若干名を予定

9. 採用予定時期

原則、令和4（2022）年7月1日（金）

※ 具体的な時期は個別に調整

※ 選考日程が変更となった場合には採用予定時期も変更の可能性がります。

9. 選考方法

（1）選考内容

① 第一次選考

○ 経歴評定

○ 論文（政策の企画等に必要な能力等を有しているかを判断）

【論文の課題】

本年2月25日に閣議決定したこども家庭庁設置法案における、こども家庭庁の所掌する分担管理事務に対応する任務は、「こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人として

ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと」です。

この任務の対象となると考えられる既存の政策について、インターネット上で公表されている行政機関の政策評価を題材に、評価の対象となった政策の全部又は一部を選び、背景となる事実関係及び評価された政策の概要を1000字以内でまとめてください。なお、選んだ政策評価の名称を公表されているURLと共に冒頭に明示してください（このための字数は1000字に含みません。）。

② 第二次選考

○ 面接（人柄、対人能力等を判断）

※ 選考状況によっては、複数日で面接を実施する可能性があります。

(2) 実施地

① 第一次選考

11(2)①に記載されている全ての書類を提出いただき、選考いたします。（集合して試験を実施することなどはいたしません。）

② 第二次選考

東京都千代田区の内閣府庁舎若しくはその周辺の庁舎又はオンラインで実施を予定。（第一次選考の通過者へ、個別にご連絡いたします。）

11. 応募方法

(1) 応募方法

下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。）

(2) 提出書類

- ① 第一次選考
- 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付
 - 志望理由をまとめたもの（A4横書）
 - 論文（9（1）①の課題について論じたもの）
（A4横書）
 - これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの
（A4横書）
- ※ 専門知識や経験に関する資料、資格に関する証明書等
があれば、写しをご提出ください。
- ② 第二次選考（第一次選考により第二次選考の連絡を受けた
者）
- 戸籍謄本 1 通（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - 卒業（修了）証明書（大学・大学院等）
- ③ 提出先
- 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室 人事担当

12. 問い合わせ先

内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室 人事担当
電話：03-6550-8935
E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp